平成２７年（フ）第１７３２号
東京都練馬区平和台１丁目８－８－103
債務者　橋本　浩司
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５１号
東京都あきる野市二宮2320番地３アドヴァンスＶ１Ｆ
債務者　下村　　武
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６号
熊本県山鹿市寺島190番地３
債務者　井手　頼利
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４４４６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏487番地５
破産者　株式会社ビッグフィッシャー
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５６８号
東京都墨田区両国４丁目２番７号　602号、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区両国４丁目２番７号
破産者　株式会社セリック
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５６９号
東京都江東区南砂５丁目８－13－810
破産者　井上　克也
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８８５号
東京都足立区竹の塚５丁目27－１－810
破産者　水野　　桂
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５４７号
埼玉県加須市琴寄770番地
破産者　有限会社カワゴエ製本
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５４８号
埼玉県久喜市伊坂146－96－７　シュエットⅡ101
破産者　小林　伯章
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７５８号
東京都調布市柴崎１丁目７－１　都営柴崎１丁目アパート２－104、開始決定時の住所東京都調布市柴崎１丁目４－３
破産者　仲尾　大輔
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７５９号
東京都調布市柴崎１丁目７－１　都営柴崎１丁目アパート２－104、開始決定時の住所東京都調布市柴崎１丁目４－３
破産者　仲尾　理惠
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９７号
東京都新宿区大久保２丁目５番22号
破産者　オリエントサウンド株式会社
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９９号
東京都府中市若松町３丁目24－７
破産者　松川　隆史
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６５号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町52－１－422
破産者　黒崎　伊吹
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７５号
埼玉県越谷市大字西方2972－１－311、開始決定時の住所神奈川県横浜市中区新山下２丁目11－17－110
破産者　上村　寛子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３９７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保富士塚229番地28
破産者　株式会社二階堂圧接
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４３７号
東京都大田区山王３丁目13－３－502
破産者　三浦富士夫
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５２６号
東京都中央区日本橋室町１丁目13番８号
破産者　株式会社ＣｈｏｕＣｈｏｕ　Ｏｒｉｇｉｎａｌ
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５２７号
埼玉県川口市本町２丁目８－７
破産者　岡本　真樹
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５８５号
東京都大田区山王４丁目19番９号
破産者　興栄工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部